

衛研だより

vol. 57

目次

- 健康食品って なあに？ P1 ○カンピロバクター食中毒 P2
- いろいろな「蚊」がいます、ご注意！ P3 ○感染症発生動向調査について P4

写真：蓮の花（白鷺公園）

健康食品って なあに？



ドラッグストアやコンビニなどでサプリメントを見かけたことはありませんか？ 雑誌やインターネットなどで、ダイエットや疲労回復に効果があるような宣伝を見たことはないでしょうか？ 本当にそのような効果があるのでしょうか？ このような製品は、健康の保持増進のために利用する目的で健康食品に分類され、医薬品ではありません。また、健康食品のうち、国が定めた一定の基準を満たす場合や有効性について審査を受けたものを保健機能食品と呼び、それ以外を「いわゆる健康食品」として区別しています。

健康食品の効能や

摂取による健康被害

健康食品は食品に分類されるため、病気に対しても医薬品のような劇的な効果は期待できません。それどころか、もし医薬品成分を含んでいれば、「無承認無許可医薬品」として取り締まりの対象になります。

実際に、海外から輸入販売されていたダイエット効果をうたう健康食品に含まれていた医薬品成分によって、肝臓障害や死亡者が出るような大規模な健康被害が発生しました。また、医薬品成分が含まれていなくても、品質が悪く有害な不純物を含んでいたり、衛生的に管理できていないためにカビが発生するなどの悪影響が出ることもあり注意が必要です。



正しい利用 当所では、「いわゆる健康食品」の中に医薬品成分が含まれた「無承認無許可医薬品」がないかの検査を開始しました。過去に健康被害があった製品は、厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/) で公開していますので、健康食品を利用する前に確認することも大切です。また、製品の表示に注意することでこれらの被害を防ぐこともできます。健康食品はあくまでも食品で、健康をサポートする一部ととらえ、医薬品のような効果効能を期待せず、リスクが伴うことを十分に認識した上で利用しましょう。

(理化学検査担当 田畑)

		食 品			医 薬 品
		健 康 食 品			医 薬 品 (医薬部外品を含む)
一般食品	いわゆる「健康食品」	保 健 機 能 食 品			
		機能性表示食品 (届出制)	栄養機能食品 (自己認証制)	特定保健用食品 通称「トクホ」 (個別許可型)	

出典：厚生労働省HP

こんな表示には注意して下さい。

- エキス配合！
- どんな成分(物質名)が表示されていますか？
どのくらいの量が入っているか表示されていますか？
- 病気が治った！
- ヒトの試験での効果が表示されていますか？
- 専門家が薦める！
- 複数の専門家が証明できていますか？
- その他
- 製造者や販売者の情報はありますか？

カンピロバクター食中毒

カンピロバクターは、家畜の流産や腸炎の原因菌として知られていた菌で、鶏、牛等の他、ペット、野鳥、野生動物などあらゆる動物が保菌しています。本菌に汚染された食品、飲料水の摂取や、動物との接触によって経口感染し、100 個程度と比較的少ない菌量でも感染が成立することが知られています。

カンピロバクター食中毒の発生動向

カンピロバクターによる食中毒の患者発生数は平成 21 年以降 1,500～2,300 人で推移しています（図）。一般に、細菌性食中毒は夏季に多発し、冬季に減少します。カンピロバクター食中毒では、発生は 5～10 月に多く、また、冬季でもしばしば発生します。

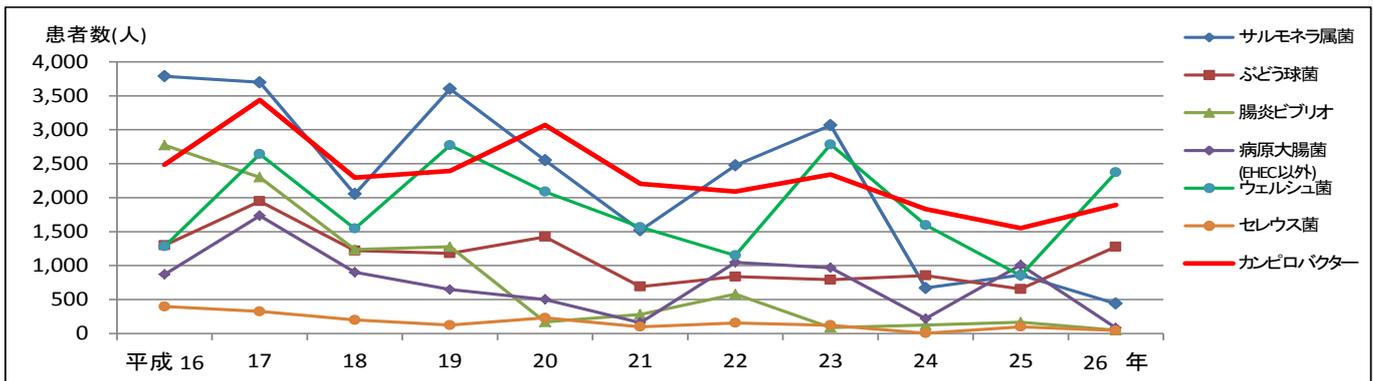


図 細菌性食中毒の患者発生動向（厚生労働省「食中毒統計」により作成）

平成 27 年 4 月下旬に、堺市内の同じ飲食店を利用した 13 名と 16 名の 2 グループから下痢や発熱等の症状を呈している旨の届出があり、保健所の調査で 29 名のうち 20 名が食中毒様の症状がありました。患者 7 名からカンピロバクターが検出され、発症状況が類似しており、診察した医師から食中毒の届出があったことから、保健所は、当飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、2 日間の営業停止を命じました。提供した食事には、焼き鳥のほか、生つくね(鶏肉の生食品)がありました。

カンピロバクター食中毒の原因食品や感染源

患者の喫食調査および施設等の疫学調査結果からは、主な推定原因食品または感染源として、鶏レバーやささみの刺身等の生食、鶏タタキ等の半生製品や加熱不足の肉類等の調理品、さらに、手指や調理器具等による二次汚染が疑われています。また、不十分な殺菌による井戸水、湧き水、および簡易水道水を感染源とした水系感染事例も発生しています。

平成 24 年の厚生労働省の食中毒菌汚染実態調査で、鶏ミンチ肉の 36%、鶏タタキの 12%、牛レバー加熱用の 16%からカンピロバクターが検出されています。表には当所で実施した堺市内の市販鶏肉の検査結果を示しています。鶏肉 39 検体中 24 検体(62%)からカンピロバクターが検出され、カンピロバクターが鶏肉に高率に付着していると考えられます。また、平成 25 年 9 月から 1 年間の市販牛肉類の検査の結果、赤身から 9%、レバーから 22%、レバー以外のホルモン類から 55%検出されています。

カンピロバクター感染による症状

カンピロバクター食中毒の潜伏時間は、2～5 日間とやや長いことが特徴です。下痢(まれに血便)、腹痛、

表. 当所での鶏肉の検査結果

検査年月	陽性数/検体数		
	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	カンピロバクター
平成23年11月	3/7	1/7	6/7
平成24年5月	0/8	2/8	2/8
平成25年5月	1/8	3/8	6/8
平成26年5月	0/8	1/8	5/8
平成27年5月	0/8	6/8	5/8
合計	4/39 (10%)	13/39 (33%)	24/39 (62%)

発熱(38℃以下が多い)、頭痛などがあります。多くの患者は1週間程度で治癒しますが、幼児、高齢者、抵抗力の弱い人は重症化することがあるので注意が必要です。また、感染者の約0.1%に数週間後、手足の麻痺や顔面神経麻痺、呼吸困難などを起こす「ギラン・バレー症候群」を発症する場合があります。

カンピロバクターによる食中毒の予防

カンピロバクターは乾燥に弱く、通常の加熱で死滅します。しかし、たたきなど表面だけ加熱処理した料理では、内部の菌は生きています。①食肉は、十分に加熱調理(中心まで75℃以上で1分以上の加熱)することです。②肉類の生食(鶏刺し、生レバー等)は避けてください。

さらに、二次汚染を防止するためには、③食肉を扱った後の手指や調理器具は、洗浄・消毒を十分行ってください。その後で他の食品を扱うようにしましょう。④生野菜などは、同じ調理台で調理しないことです。
(細菌検査担当 下迫)

いろいろな「蚊」がいます、ご注意ください！

堺市では、蚊媒介感染症対策の一環として、蚊の捕集調査を行っています。平成26年度の調査結果から、堺市でよく見られる蚊についてご紹介します。

またこれらの蚊は、感染症を媒介する可能性があります。蚊に刺されないように注意しましょう。

	生息場所	下水溝などの汚水から発生し、吸血源を探索して飛び回る
	外見	赤褐色
	吸血について	主に夜間に、屋内に侵入して吸血する
	媒介する感染症	ウエストナイル熱など
	特徴	就寝中、耳元でブーンと飛ぶ蚊はアカイエカであることが多い
	生息場所	主にビルの排水層や浄化槽など地下の水域に発生する
	外見	アカイエカに良く似ている
	吸血について	冬季でも吸血できる
	媒介する感染症	ウエストナイル熱など
	特徴	冬に、地下街などで蚊に刺されたらチカイエカの可能性が高い
	生息場所	民家の庭、公園の茂みなどに潜み、待ち伏せしている
	外見	白黒のシマシマ
	吸血について	主に昼間に、屋外で吸血する
	媒介する感染症	デング熱、チクングニア熱、ウエストナイル熱など
	特徴	活動範囲は狭い
蚊の対策をしましょう		
幼虫(ボウフラ)	<ul style="list-style-type: none"> 不要な水溜りをなくす(古タイヤや鉢植えの受け皿など)、雨水タンクに蓋をする 必要な水溜りは定期的清掃、水の交換、幼虫防除用殺虫剤の使用 など 	
成虫	<ul style="list-style-type: none"> 長袖シャツ、長ズボンを着用 忌避剤(虫よけスプレーなど)を適切に使用する 家庭用殺虫剤を使い防除を行う など 	

(写真出典：国立感染症研究所)

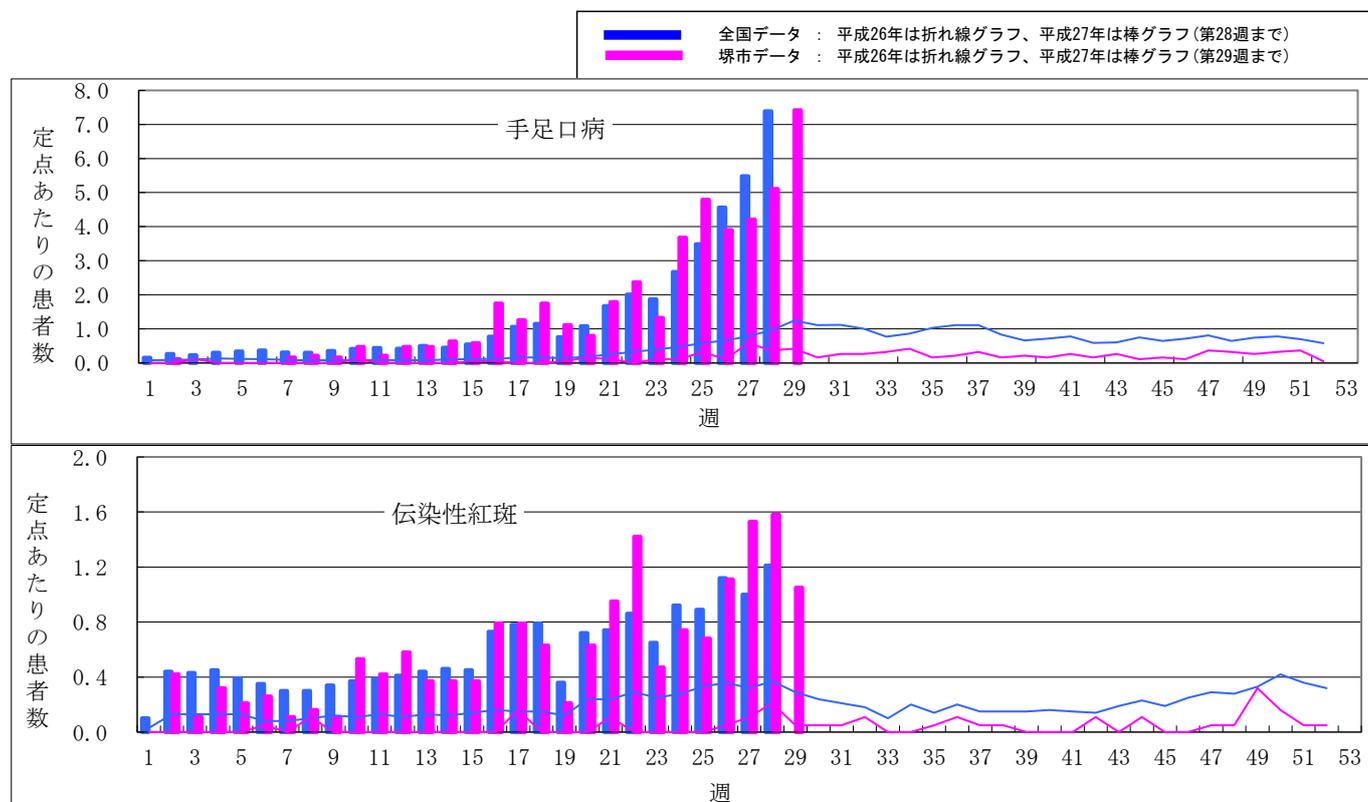
(ウイルス検査担当 芝田)

感染症発生動向調査について

手足口病は平成 26（2014）年、大きな流行となりませんでしたでしたが、平成 27 年の第 28 週（7/6～7/12 日）に堺市内小児科定点あたり報告数が 5.11 と流行の指標である警報レベル開始基準値 5 を超えました（図：上）。原因はコクサッキーウイルス A6、A16 やエンテロウイルス 71 ですが、今季の大阪府内ではコクサッキーウイルス A16 が多く検出されています。ヒト-ヒト伝播は主として咽頭から排泄されるウイルスによる飛沫感染ですが、便中に排泄されたウイルスによる経口感染、水疱内容物からの感染などがあります。主な症状は口腔粘膜や手のひら、足の裏に出現する水疱性発疹で、保育施設や幼稚園などで集団感染が起こりやすく注意が必要です。予防として、患者に近づかない、手洗いの励行です。患者あるいは回復者に対しても、特に排便後の手洗いを徹底させることが重要です。

伝染性紅斑には 4～5 年毎の流行周期が見られ、今年は平成 22 年に次ぐ大きな流行となっています（図：下）。流行時期は年始から 7 月上旬頃にかけて症例数が増加します。ヒトパルボウイルス B19 が原因であり、主として幼児や学童の小児にみられる流行性の発疹性疾患です。飛沫または接触感染しますが、発疹が出現した時期にはウイルスの排泄はほとんどなく、感染力はほぼ消失しています。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることもあります。妊婦が感染すると胎児水腫や流産することもあるため注意が必要です。予防として、流行時期にかぜ様症状の者に近づくことを避けることが重要です。

（企画調整担当 沼田）



発行者 堺市衛生研究所長 小林 和夫 〒590-0953 大阪府堺市堺区甲斐町東 3-2-8
 編集委員長 企画調整担当 林 直樹 TEL 072(238)1848 FAX 072(227)9991
 E-mail eiken@city.sakai.lg.jp

「衛研だより」では、みなさまのご意見、ご感想をお待ちしております。